

# 第 3 次西宮市環境基本計画

## 資料編



# 1. 西宮市の環境の現況

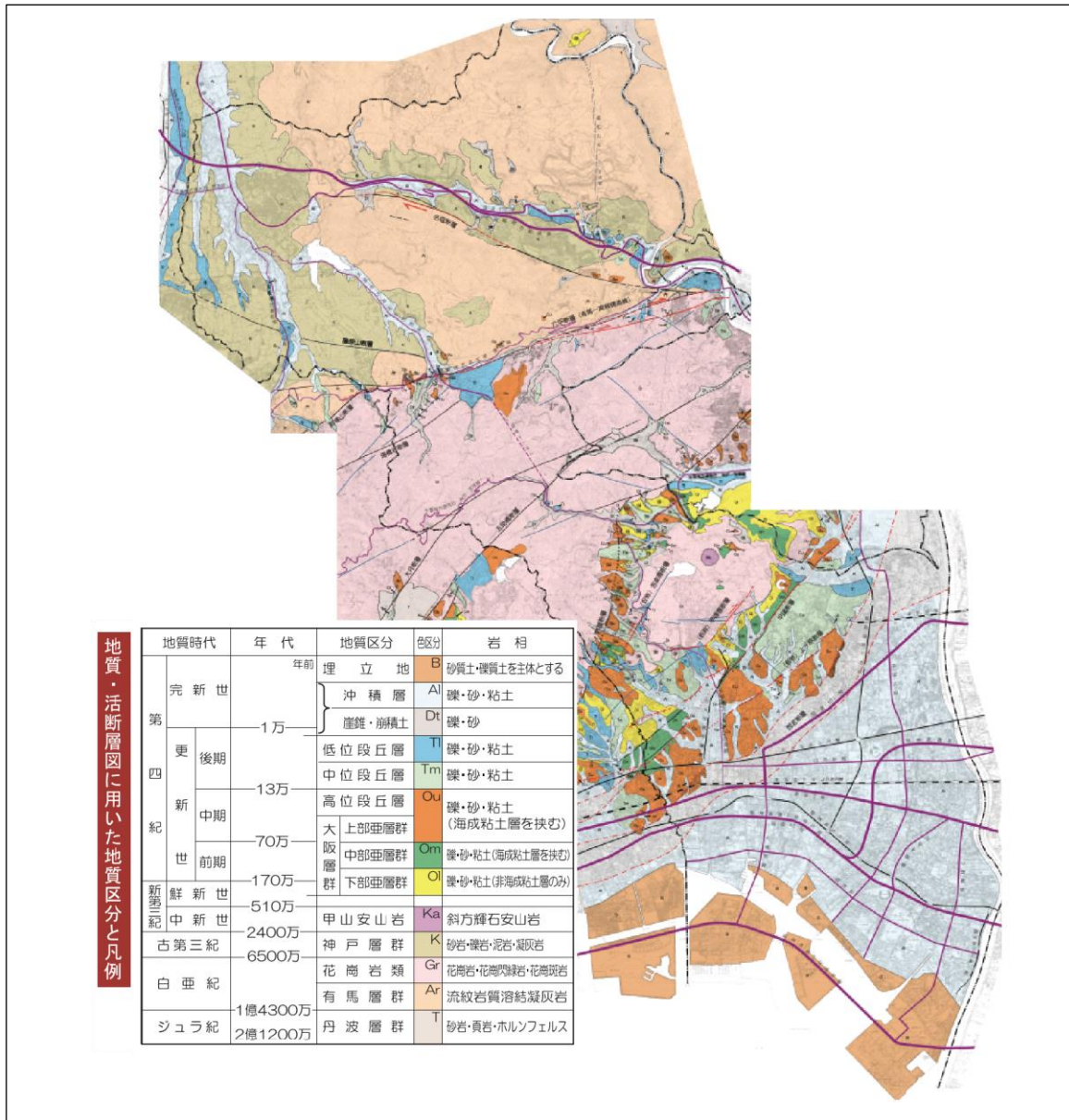
## (1)地形・地質

本市は、南北 19.1km、東西 14.3km にわたり、ひょうたん状の形をなしています。

その中央部を東西に六甲山系が横断し、これを境にして南部地域は東西につながる市街地が広がり、また北部地域は従来農村地区として発展してきました。

2023 年現在、西宮市の面積は 100.18 平方 km です。このうち、六甲山系以南の本庁・鳴尾・瓦木・甲東地域が 51.75 平方 km、以北の塩瀬・山口地域が 48.43 平方 km を占めており、六甲山系によって西宮市は南部地域と北部地域にほぼ二等分されています。

地形は、海拔-0.6m（東鳴尾町 1 丁目 97 の 1）から、標高 898.6m（山口町船坂・後鉢巻山山頂）に及ぶ高低差があり、起伏に富んでいます。また市域総面積の 7 割あまりが中北部一帯に展開する山地であり、阪神間の貴重な緑地ゾーンとなっています。西宮市の河川は、東六甲山地を中心として放射状に流れ、夙川、東川、新川などの小河川を除けば、すべて武庫川水系に属しています。また、地質系統は、中世代の六甲花崗岩及び石英粗面岩類の古い系統と、新生代における神戸層群、大阪層群、段丘れき層及び沖積層といった比較的新しい系統の 2 つに大きく分けることができます。

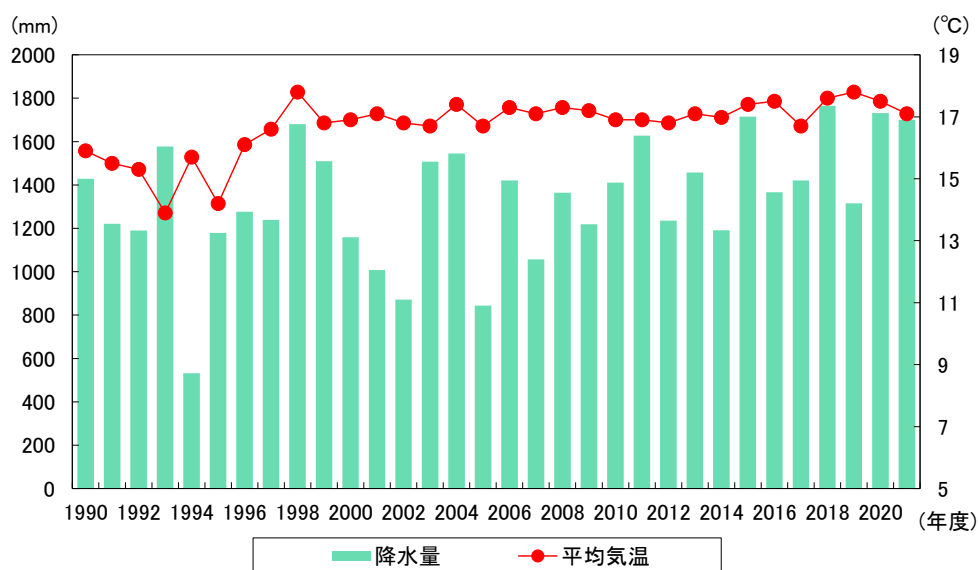


## (2)気候

本市は、地形状南北に長く、その中央を六甲山系が横断しているため、気象条件は、山間部に属する北部と、大阪湾に臨む南部とではやや異なりますが、その特性は、おおむね瀬戸内海性気候を示し、晴天が多く、気候は温暖です。また、南部地域では、顕著な海陸風が見られます。南部と北部では年間平均気温は 1～2℃程度異なり、南部地域では雨となっても北部地域では雪が降っていることもあります。

ここ数年間の市内の平均気温の推移をみると横ばい傾向にありますが、観測開始からみると平均値及び最高値は上昇傾向にあります。降水量については、夏季は多雨、冬季は少雨の傾向があります。近年では、夏季にゲリラ豪雨と呼ばれる短時間に数十ミリの猛烈な雨を観測することが多くなっています。

気温・降水量経年データ



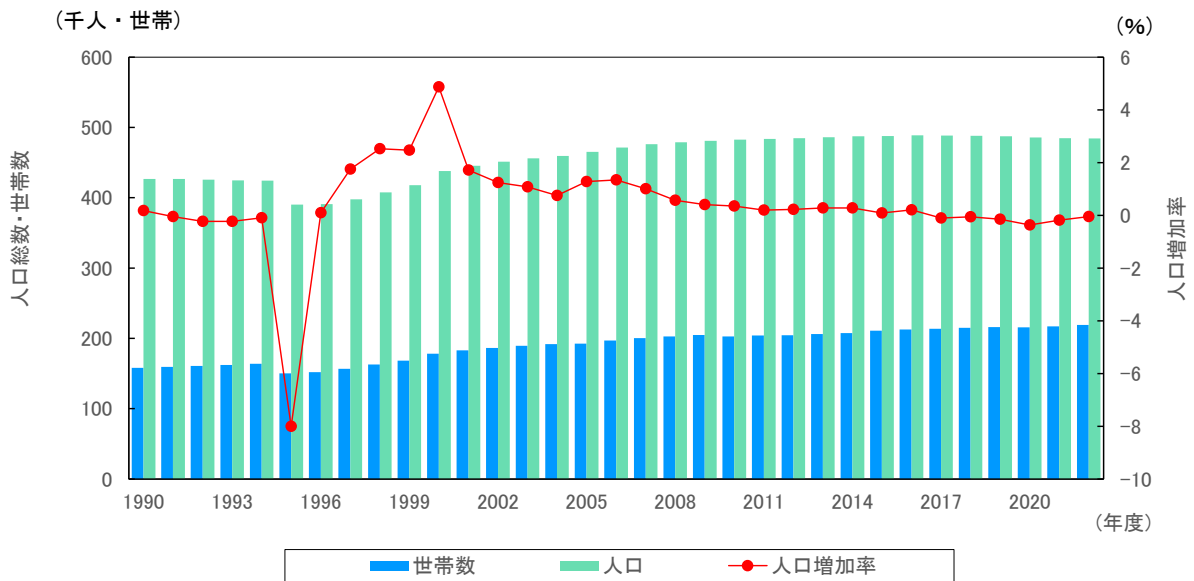
### (3)人口

2023年10月1日現在の西宮市の人口は483,755人(220,384世帯)です。1995年1月の阪神・淡路大震災前の人口は約42万人でしたが、震災後は一時約39万人まで減少しました。しかし、震災復興と共に人口は回復し、2000年10月の国勢調査では438,105人と震災前の人口を上回ることとなりました。2020年10月の国勢調査では、若い世代の増加

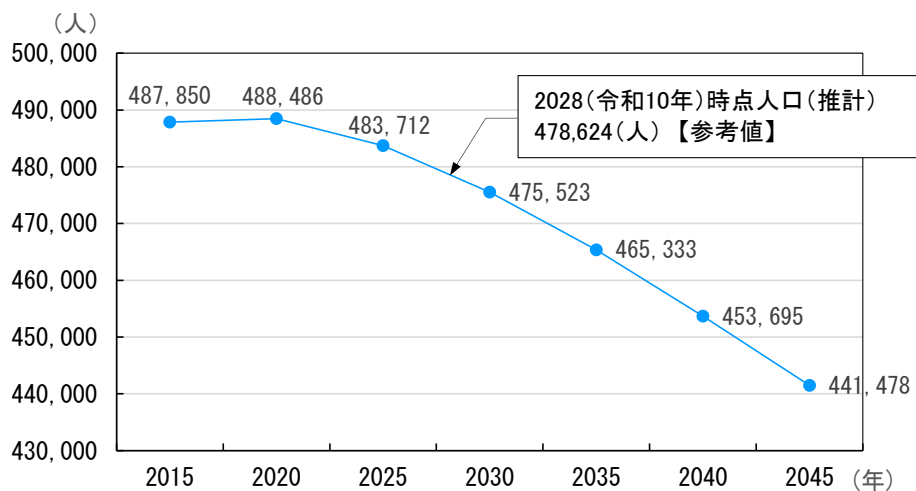
に伴い、485,587人まで増加しています。

また、「第5次西宮市総合計画」(2019年11月)によれば、本市の人口は2020年度まではほぼ横ばいで推移しますが、それ以降は減少し、第3次西宮市環境基本計画の目標年次である2028年度では478,624人になると見込んでいます。

人口・世帯数・人口増加率の推移



将来人口推計

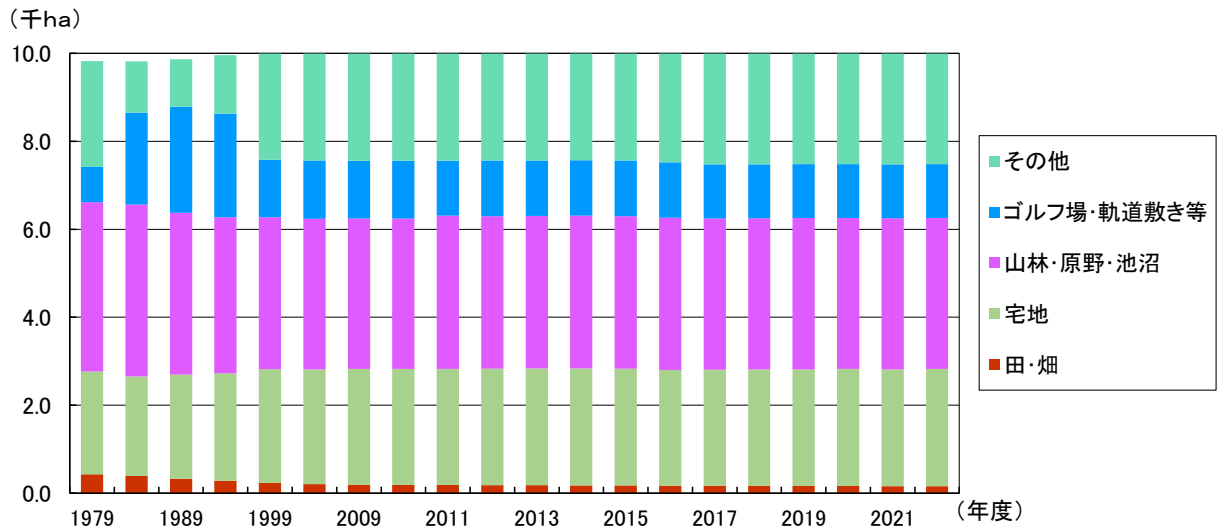


#### (4)土地利用

本市の市街地は、戦前には阪急電鉄神戸線以南の駅周辺地域に限られていましたが、戦後、特に1950~1960年代に、戦災復興の土地区画整理事業により阪急電鉄神戸線以南地域が全面的に都市化す

るとともに、以北地域においても農地が著しく減少し、住宅地が拡大されました。以前は、農地が減少し、宅地は増加する傾向にありましたが、近年は農地が微減傾向にあるものの土地利用状況に大きな変化はみられません。

西宮市の土地利用の状況の推移



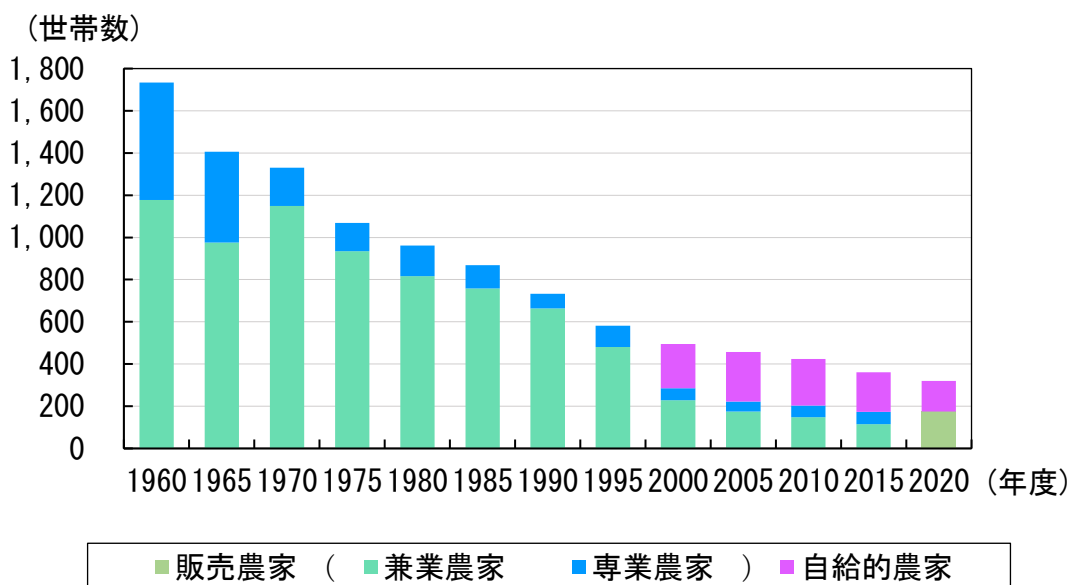
## (5) 農業

大阪・神戸の消費地をひかえる本市の農業は、軟弱野菜の栽培を中心に行っています。2020 年農林業センサスによると、市内の 2020 年度の自給的農家及び販売農家は合わせて総数 319 世帯となっており、2010 年度と比べ、10 年で約 25%減少しています。近年では高

齢化や後継者不足等の影響により、自家消費的性格の強い農家が過半数を占めています。

また、経営耕地面積は 113ha で、農家戸数の減少に比例して、経営耕地面積も減少傾向にあります。

農家数の経年変化

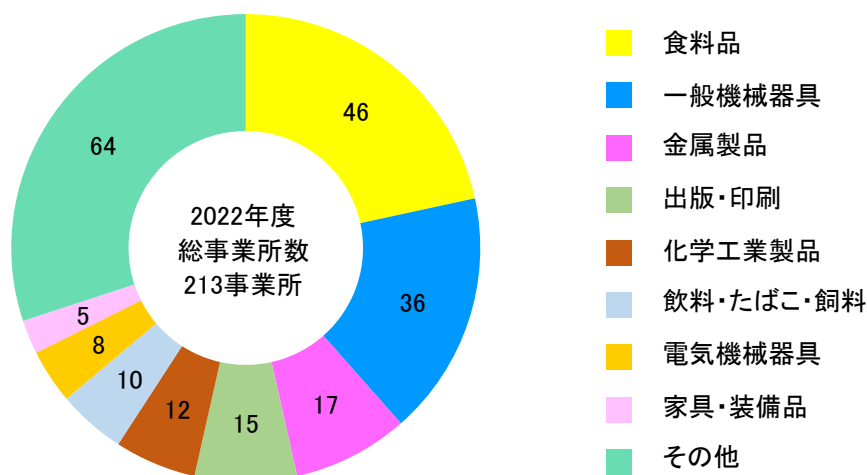


## (6)工業

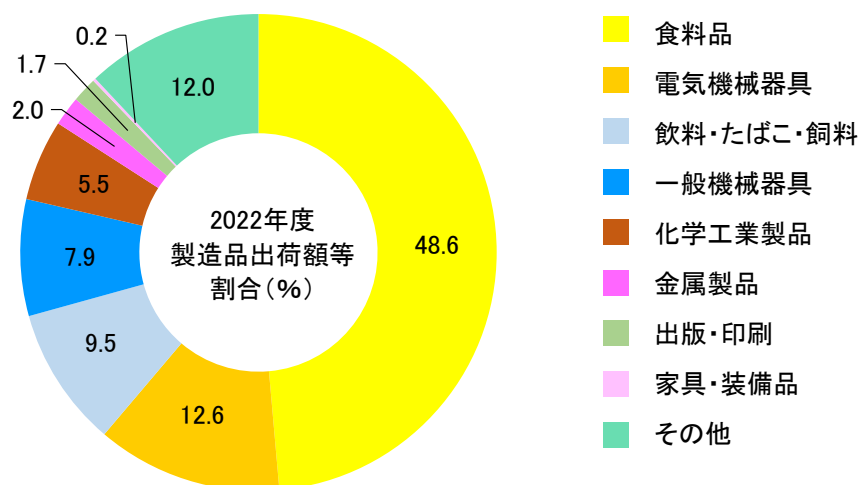
2022 年経済構造実態調査によると、市内の製造業事業所数は 213 事業所、従業者は 9,266 人、製造品出荷額等は約 2,797 億円です。そのうち飲食料品製造業は、本市の大きな特徴を示すものであり、年間製造

品出荷額等における飲食料品製造業は全市の約 58% を占めています。また、西宮市の地場産業である清酒製造業は、2021 年度において、全国の課税移出高の約 7.6%を占めています。

市内事業所 分類別内訳数



製造品出荷額等割合





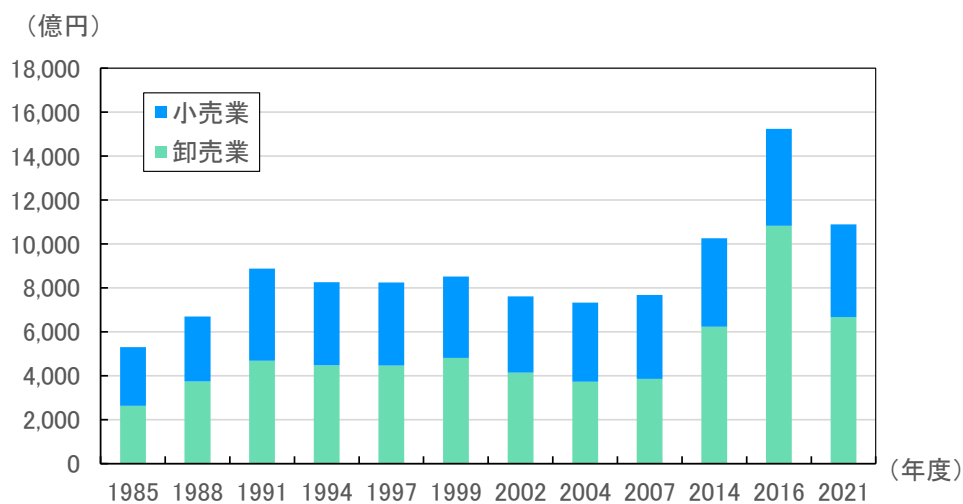
## (7)商業

令和 3 年経済センサス-活動調査によると、本市の商店数は卸売業 495 店、小売業 2,077 店となっています。年間商品販売額は約 10,896 億円となっています。

また、卸売業の年間商品販売額が、小売業の販売額

を上回っています。本市は、大阪、神戸の商業集積地の中間に位置することなどから、購買力の市外流出が見られます。

商品販売額の推移



## (8)公害

### ①大気汚染

大気汚染とは、大気中に様々な有害物質が存在し、人の健康や生活環境に影響を及ぼすような状態を言います。大気汚染の原因となる物質は、火山の噴火などの自然的要因により発生するものもありますが、工場や事業場、自動車などから排出される人為的に発生したものがほとんどです。

大気汚染物質のうち環境基準が設定されているものとして、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質があります。これらの発生源としては、工場や事業場からの固定発生源と自動車や航空機等の移動発生源があります。また、中国大陸等からの越境汚染も要因の一つです。

本市では、地域の代表的な大気の状態を把握するための一般環境大気測定局 6 局と、自動車排出ガスを対象とした自動車排出ガス測定局 5 局を設置し、常時監視測定を行っています。

二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）と浮遊粒子状物質（SPM）は、全測定地点で環境基準を達成しており、減少もしくは横ばいの傾向にあります。

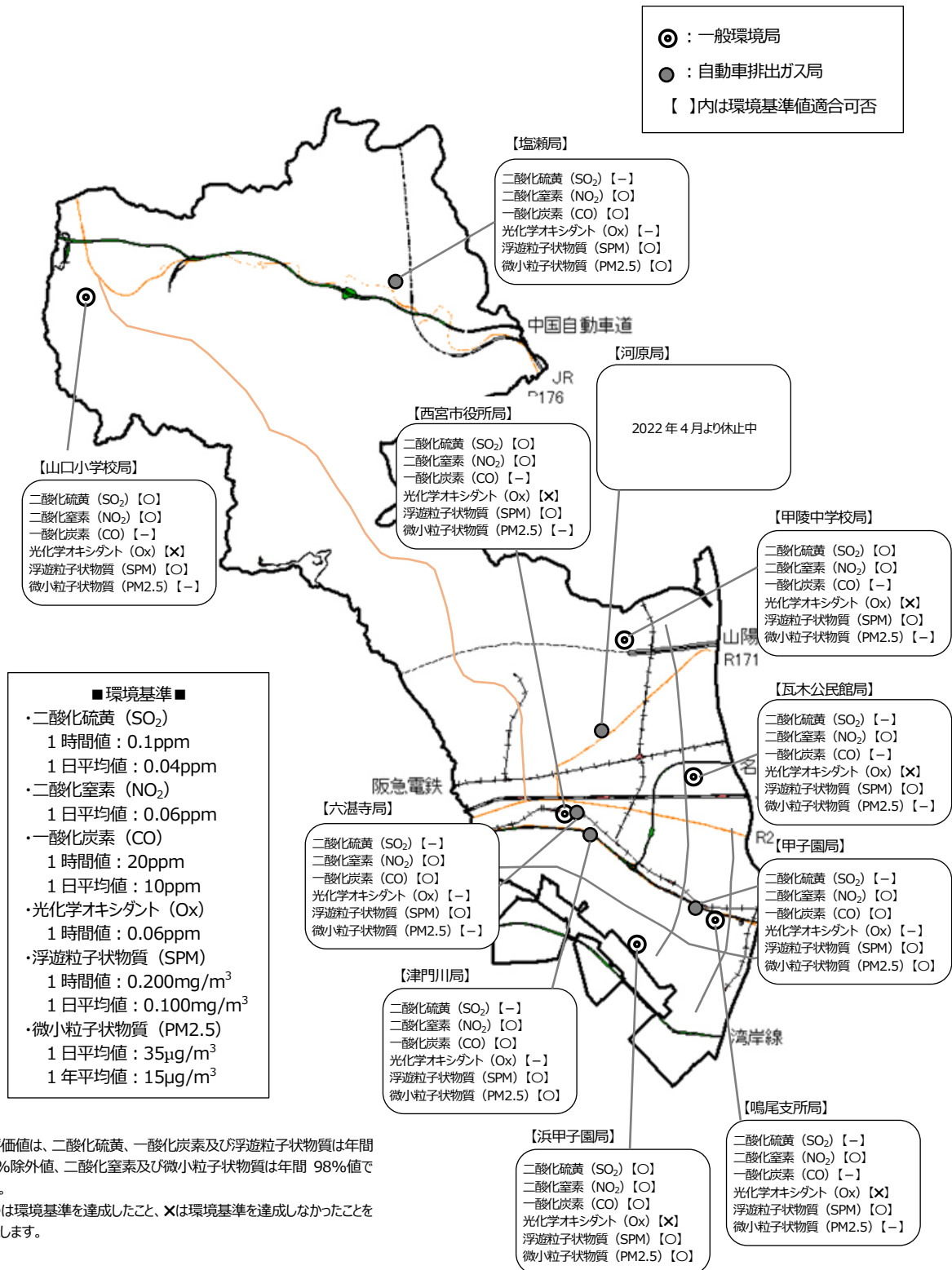
微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）は観測を始めた 2011 年度以降、減少傾向にあり、2022 年度は全測定地点で環境基準を達成しました。

光化学オキシダント（Ox）の経年変化をみると、近年緩やかな増加傾向にあり、全測定地点で環境基準を超えています。近年の光化学オキシダント濃度の上昇の原因として、中国など大陸から光化学オキシダントの生成原因物質が日本上空に流れ込んでくる問題などが考えられ、全国的に見ても環境基準をほとんど達成できていない状況です。

#### ◇環境基準達成状況（2022 年度）

		二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	一酸化炭素 (CO)	光化学オキシダント (Ox)	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )
一般環境 大気測定局	西宮市役所	適合	適合	適合	未測定	不適	未測定
	鳴尾支所	未測定	適合	適合	未測定	不適	未測定
	瓦木公民館	未測定	適合	適合	未測定	不適	未測定
	甲陵中学校	適合	適合	適合	未測定	不適	未測定
	山口小学校	適合	適合	適合	未測定	不適	未測定
	浜甲子園	適合	適合	適合	適合	不適	適合
自動車排出 ガス測定局	六湛寺	未測定	適合	適合	適合	未測定	未測定
	津門川	未測定	適合	適合	適合	未測定	適合
	河原	2022（令和 4）年 4 月より休止中					
	甲子園	未測定	適合	適合	適合	未測定	適合
	塩瀬	未測定	適合	適合	適合	未測定	適合

大気環境の状況（二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・二酸化窒素・  
一酸化炭素・光化学オキシダント・微小粒子状物質）



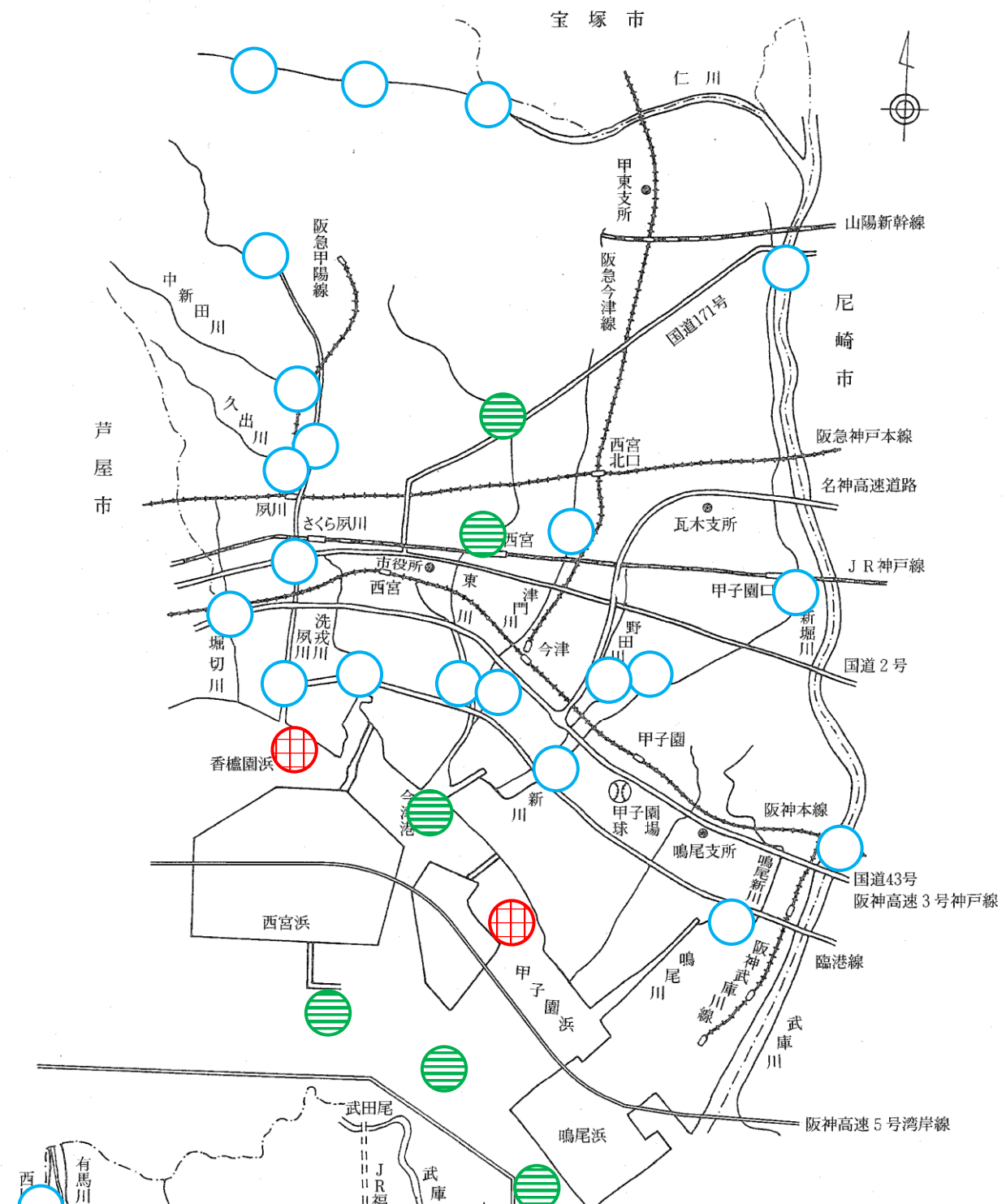
## ②水質汚濁

本市の公共用水域は、市街地を流下して大阪湾に注ぐ河川及び大阪湾の沿岸地域から成っています。河川や海域といった公共用水域の水質保全と水質汚染の監視のため、武庫川や夙川を含む市内の主要 20 河川で 34 地点、海域において甲子園浜や香櫨園浜など 6 地点のほか、新池や甲陽大池などのため池 4 地点で定期的に調査を実施しています。

かつては工場・事業場からの排水や家庭から出る生活排水によって公共用水域の水質は芳しくありませんでした。しかし、水質汚濁防止法などの施行によって工場・事業場からの汚濁物質の排出が規制されるとともに、公共下水道の整備・普及が進んだため、環境基準点である夙川橋において河川における代表的な有機汚濁の指標である BOD(生物化学的酸素要求量)の改善率が、2005 年から 2007 年までの 3 年間とその 10 年前の 3

年間との比較で全国 1 位になるなど、市内の河川の水質状況は著しく改善されました。

その一方で、流入する河川水の水質が改善されたにも関わらず、海域の水質についてはあまり改善が進んでいません。COD(化学的酸素要求量)は 6 地点すべて環境基準値を満足していますが、依然として春夏季には赤潮(富栄養化に伴うプランクトンの大量増殖)が発生したり、秋冬季には青潮(貧酸素状態)が発生したりする場合があります。その主な理由としては、本市の海域は瀬戸内海(大阪湾)の中の一文字防波堤の内側のさらに埋立地の周辺という強い閉鎖性水域に位置するために、海水の入れ替えが進みにくいこと、過去に排出された汚濁物がヘドロとなって海底に分解されずに沈んで蓄積されていることなどがあげられます。



※河川は BOD、海域は COD  
(2022 年度平均値)

	<math>< 0.5 \sim 2.0 \text{ (mg/L)}</math>	↑ 良い
	<math>2.1 \sim 5.0 \text{ (mg/L)}</math>	
	<math>5.1 \sim 10 \text{ (mg/L)}</math>	↓ 悪い

BOD : 生物化学的酸素要求量  
COD : 化学的酸素要求量

### ③騒音・振動

本市は、主要幹線道路による自動車公害、大阪国際空港による航空機騒音、山陽新幹線による鉄道公害

と、市域の広範囲にわたり、交通騒音・振動による影響を受けています。

#### ◇自動車騒音、振動

本市の主要幹線道路である国道 2 号（六湛寺町 10）、43 号（久保町 1）、171 号（河原町 1）、176 号（山口町上山口）での自動車騒音、振動の結果は下表のとおりです。

騒音については、一部の地点で環境基準を上回っていますが、振動については、全ての地点で要請限度以下の値となっています。

#### 自動車騒音、振動（国道 2 号・六湛寺町 10）

昼・騒音 (dB)	夜・騒音 (dB)	昼・振動 (dB)	夜・振動 (dB)	交通量 (台)	測定日
69	66	42	37	23,424	2023 年 3 月 14 日

#### 自動車騒音、振動（国道 43 号・久保町 1）

昼・騒音 (dB)	夜・騒音 (dB)	昼・振動 (dB)	夜・振動 (dB)	交通量 (台)	測定日
67	64	49	47	55,318	2022 年 6 月 7 日

#### 自動車騒音、振動（国道 171 号・河原町 1）

昼・騒音 (dB)	夜・騒音 (dB)	昼・振動 (dB)	夜・振動 (dB)	交通量 (台)	測定日
74	72	39	36	34,662	2023 年 2 月 14 日

#### 自動車騒音、振動（国道 176 号・山口町上山口）

昼・騒音 (dB)	夜・騒音 (dB)	昼・振動 (dB)	夜・振動 (dB)	交通量 (台)	測定日
68	64	37	31	22,434	2022 年 5 月 10 日

騒音に関する環境基準（昼※1）70dB（夜）65dB

振動に関する要請限度【国道 2 号(六湛寺町 10)、43 号(久保町 1)】(昼※2) 70dB（夜）65dB

振動に関する要請限度【国道 171 号(河原町 1)、176 号(山口町上山口)】(昼※2) 65dB（夜）60dB

※1・・・昼は AM6:00～PM10:00

※2・・・昼は AM8:00～PM7:00

#### ◇航空機騒音

大阪国際空港(伊丹空港)は内陸部の住宅の密集した市街地に位置し、利用する際の交通の便は良いものの、離陸のコースは西宮市・尼崎市境界上空を飛行するため、騒音について対策の必要な空港でもあります。

本市においては、毎年 10 月、定点で 2 日間、航空機騒音の有人測定を行っています。環境基準値は 57dB 以下で、2018 年度～2022 年度において、環境基準を達成しています。

#### 航空機騒音 測定結果（単位 dB）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
測定結果（2 日平均）	53	53	50	50	52

測定地点：西宮市立共同利用施設段上センター

◇新幹線騒音・振動

山陽新幹線は、1972年3月15日新大阪～岡山間が開通し、1975年3月10日には博多まで延長されました。本市の通過距離は高架部分約1.6km（武庫川から上甲東園6丁目まで）、トンネル部分約4.7km（上甲東園6丁目から芦屋市境まで）の計6.3kmです。

騒音の環境基準は70dB以下です。一方、振動に係る環境基準はありませんが、指標として70dBの指針値（昭和51年環境省勧告）があります。2022年度は騒音、振動ともに前年度とほぼ同程度の結果でした。

2022年度 騒音測定結果（単位 dB・パワー平均値）

測定地点	側道端	25m※	50m※
上大市5丁目南	66	64	62
上大市5丁目北	67	65	60
上大市1丁目南	67	65	58
上大市1丁目北	67	67	66
松籟荘南	68	63	61
松籟荘北	68	66	61

2022年度 振動測定結果（単位 dB・算術平均値）

測定地点	側道端	25m※	50m※
上大市5丁目南	55	55	52
上大市5丁目北	59	57	56
上大市1丁目南	56	55	52
上大市1丁目北	55	55	52
松籟荘南	55	55	51
松籟荘北	59	55	51

※測定地点の25m・50mは、軌道中心からの距離。但し、上大市5丁目北は37m、上大市1丁目北は43m、松籟荘南は41mです。

※連続して測定した20本のうち、上位10本の騒音パワー平均値、振動算術平均値が評価値になります。

## ④ 土壌汚染

土壌は、水や大気とともに環境の重要な構成要素であり、人をはじめとする生物の生存基盤として、また、農作物を育てる物質循環の要として重要な役割を担っています。

土壌汚染とは、揮発性有機化合物や重金属類、農薬等といった有害物質によって土壌が汚染された状態をいいます。原因としては、工場・事業場の操業時に有害物質を不適切に取り扱ってしまった場合や、有害物質を含む液体を地下に浸透させてしまった場合などといった事業活動による人為由来によるものと、もともと自然にその土地の土壌に含まれている自然由来によるものがあります。

す。本市の場合、六甲山系の地質により蛍石（主成分はふっ化カルシウム）が多く含まれている土壌ではふっ素、海域に近い、または近かった場所では、鉛、砒素、ふっ素などが、自然由来により土壌に多く含まれています。

土地の土壌汚染を把握するため調査契機や調査方法、また、土壌汚染がある土地が見つかったときに健康被害が生じないように適切な土地の管理の仕方を定めた土壌汚染対策法が施行されています。本市としては、同法の事務を取り扱うとともに、土壌汚染に関連の深い地下水について、概況調査や継続監視調査を定期的に実施し、汚染の把握に努めています。

## ⑤ 悪臭

悪臭については、悪臭防止法で 22 物質が規制されていますが、規制物質以外の多数の物質からなる複合臭気による悪臭苦情があります。2022 年度に本市に寄せられた苦情のうち、悪臭に関するものは 14 件あり、苦情総数の約 20%を占めています。本市では、これらの苦情につい

での原因調査、発生源への立入り調査などを行い解決に努めていますが、同じ臭いでも人によって感じ方の違いがあることや、発生源が小規模事業場 や個人住宅の場合が多く、完全な対策が困難なこともあり、抜本的な苦情解決に至らない場合もあります。

## ⑥ 地盤沈下

地盤沈下の主な原因は、地下水の過剰な汲み上げによって帯水層の水圧が低下し、粘土層に含まれている水が絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起こるためです。こうして起きた地盤沈下は、地下水位が回復しても元に戻ることはほとんどなく、建造物の損壊や大雨による浸水などの被害をもたらすことがあります。

地盤沈下の観測には定期的な水準測量が有効であり、国土地理院及び近隣府県市で構成する阪神地区

地盤沈下調査連絡協議会の測量計画に合わせて、本市においても市域南部に設置している約 100 個の標石に対して約 110km の観測網を構築して、一級水準測量を定期的実施しています。

近年の状況を見ると、大阪平野を縦断する上町断層の東側で若干隆起、本市を含む西側で若干沈降の傾向がみられます。ただし、本市南部地域において最も変動の大きい埋立地においても、最大で年 1cm から 2cm までの沈降に留まっています。



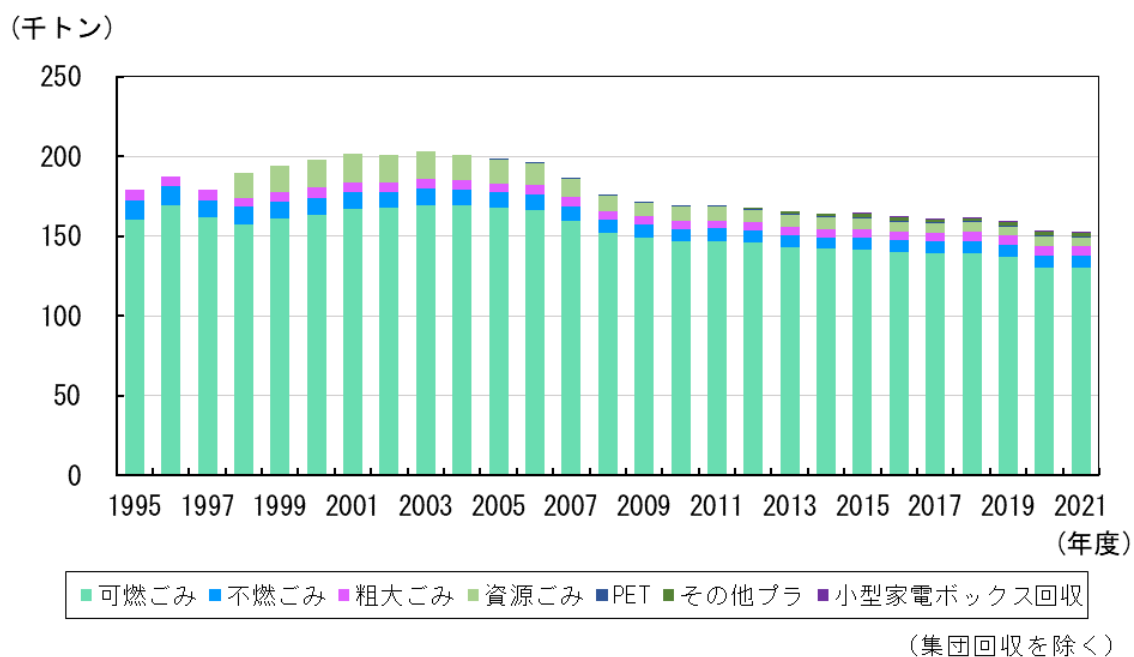
## (9) 廃棄物

### ① 一般廃棄物

家庭や事業所等から排出される一般廃棄物は、西部総合処理センターと東部総合処理センターの2か所の処理施設で処理しています。2007年度の「チャレンジに

のみや 25」策定以降、本市におけるごみ総排出量は減少傾向にあり、2021年度のごみ総排出量は年間161,492トン、1人1日あたり915gとなっています。

ごみの状況



### ② 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により事業者の処理責任が定められています。

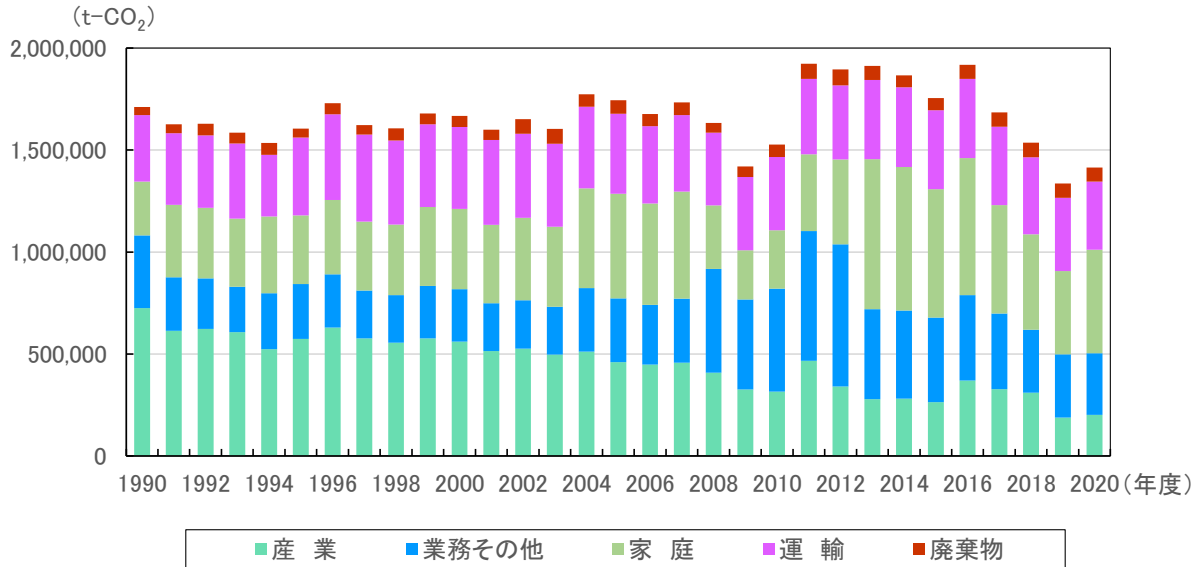
本市では、産業廃棄物処理業者や排出事業者の指導、産業廃棄物の不法投棄等の監視、苦情処理などを行っています。

### ③二酸化炭素排出量

西宮市域から排出された2020年度の二酸化炭素の総排出量は1,414,821 t-CO<sub>2</sub>となっています。東日本大震災以降、原発停止等により電気の排出係数が増

加したため、総排出量は増加しましたが、近年は省エネの取り組みが進んだことや、電気の排出係数の低減により減少傾向にあります。

二酸化炭素の部門別排出量の推移



## (10)都市基盤

### ①上水道

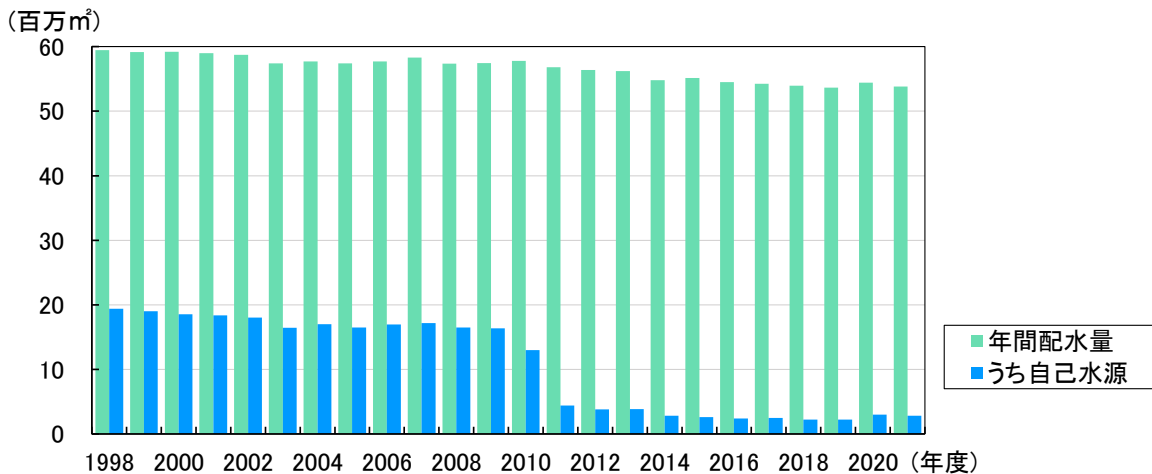
市制施行前の1922年に着工した本市の上水道は、2021年度においては人口普及率は99.9%になっています。

2021年度の年間配水量は53,814,342立方メートルとなっており、うち他団体からの受水が50,965,012

立方メートル、自己水源が2,849,330立方メートルとなっています。

自己水源を浄水処理していた越水浄水場が2010年から、鯨池浄水場が2011年から処理を停止したため、自己水源での配水量が以前と比較して減少しています。

上水道の概況



## ②下水道

本市の下水道事業は、1951 年より始まり、順次整備が進められました。当初は、浸水対策事業として雨水排水中心に開始されましたが、1970 年に枝川浄化センターが完成し(一部)、汚水排水の浄化が始まりました。

その後、市内に複数の浄化センターが整備されるなどして、西宮市内の大部分の汚水を処理できるようになり、夙川の水質改善率(10 年前と比較)が 2007 年度の環境省の調査で全国 1 位になるなど、下水道整備に

よる環境改善の効果がはっきり出ているといえます。

2022 年 3 月末における全市人口に対する下水道の人口普及率は 99.9%となっています。

河川の水質などの環境改善に寄与してきた下水道は、現在、大雨が降ることによって発生する市街地での浸水被害を少しでも軽減できるようにするために、市内の学校や公園などに雨水を一時的に貯める施設を整備するなど、雨水浸水対策にも取り組んでいます。

下水道の普及状況

	行政区域	処理区域
面積	10,018 ha	4,824.80 ha
人口	483,537 人 (a)	483,257 人 (b)

人口普及率 (b/a) 99.9%

## ③都市緑化

都市公園は、市街化された地域において緑地空間(オープンスペース)を確保し、過密化した都市の防災や緊急時の避難場所、あるいは身近なレクリエーションやコミュニティの場としての役目と、アスファルトとコンクリートで固められた都市のクーラーや空気浄化装置の役目も果たしています。

2020 年 3 月末現在、都市公園は 523 か所、489.09ha で、市民 1 人あたり面積は、10.03 平方 m となっています。

## (11)交通

本市は、兵庫県の東南部、大阪湾北部沿岸にあり、東は武庫川・仁川を境に尼崎・宝塚両市に、西は芦屋市に、北は六甲山系北部で神戸市にそれぞれ接し、阪神地域の中央部に位置しています。西宮市の道路交通を見てみると、南部は国道 2 号・43 号・171 号、名神

高速道路、阪神高速神戸線・湾岸線があり、北部は国道 176 号、中国自動車道、阪神高速北神戸線といった主要な道路が整備されています。また、西宮市では、鉄道駅は 23 駅あり、鉄道の利便性が高いと言えます。

## 2. 計画策定の体制

【西宮市環境審議会】

2023年10月1日現在（敬称略）

選任区分	氏名	職業等
市民代表	池永 浩一郎	公募
市民代表	藤原 春善	公募
市民代表	中村 堯夫	西宮市環境衛生協議会 副会長
学識経験者	上田 萌子	大阪公立大学大学院農学研究科 准教授
学識経験者	○大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科 教授
学識経験者	◎岸川 洋紀	武庫川女子大学 生活環境学部 准教授
学識経験者	能登 康夫	西宮自然保護協会 会長
産業界代表	松原 茂	兵庫六甲農業協同組合（西宮地区） 理事
産業界代表	山本 真作	西宮商工会議所 副会頭
労働者代表	小山 珠次	西宮労働者福祉協議会 理事

※任期：2025年6月30日まで

（氏名欄の◎は「会長」、○は「副会長」を示す。）

## 【西宮市環境計画推進パートナーシップ会議】

2023年10月1日現在（敬称略）

選任区分	氏名	職業等
市民	内田 宏美	西宮市青少年愛護協会 平木地区会長
市民	○清水 明彦	社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 副理事長
市民	達川 明久	公募市民
市民	津高 絵美	公募市民
市民	畑田 良昭	西宮コミュニティ協会 副理事長
市民	樋口 賢一	西宮市環境衛生協議会 会長
市民	山崎 由美	甲東エココミュニティ会議 代表
学識経験者	石川 雅紀	叡啓大学 特任教授
学識経験者	石丸 京子	園田学園女子大学 非常勤講師
学識経験者	北詰 恵一	関西大学 教授
学識経験者	◎狭間 恵三子	大阪商業大学 教授
学識経験者	花田 眞理子	大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員
学識経験者	張野 宏也	神戸女学院大学 教授
学識経験者	平井 規央	大阪公立大学大学院 教授
事業所	贄田 祥有	生活協同組合コープこうべ 第2地区本部 マネジャー
事業所	鈴木 暁	西宮労働者福祉協議会 副会長
事業所	曾我 浩	日本盛株式会社 専務取締役
事業所	藤田 邦夫	西宮商工会議所 専務理事

※任期：2025年3月31日まで

（氏名欄の◎は「会長」、○は「副会長」を示す。）

### 3. 計画策定の経過

日程	会議名	議題
2017年 5月24日(水)	第1回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 西宮市の環境施策について (2) 専門部会委員選出
2017年 7月26日(水)	第1回 環境計画策定部会	(1) 新環境計画の改定方針について (2) アンケート案について (3) ワークショップ案について
2017年10月11日(水)	第1回庁内委員会	(1) 現計画の各目標の評価及び事業一覧
2017年10月18日(水)	第2回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 新環境計画の改定について (2) 各部会の報告について
2017年10月30日(月)	第1回環境審議会	(1) 新環境計画の改定について(諮問)
2017年11月21日(火)	第2回 環境計画策定部会	(1) 計画改定の振り返りについて (2) 第1回環境審議会等の報告について (3) 施策体系の検討について
2017年12月21日(木)	第3回 環境計画策定部会	(1) 素案の検討について
2018年 2月 7日(水)	第3回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 素案の検討について (2) 各部会の報告について
2018年 5月31日(木)	第1回環境審議会	(1) 素案の検討について
2018年 7月27日(金)	第1回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 素案の検討について (2) 各部会の報告について
2018年10月5日(金)	第2回環境審議会	(1) 新環境計画の改定について(答申)
2018年10月16日(火)	第2回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 素案の検討について (2) 各部会の報告について
2019年 2月14日(木)	第3回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) パブリックコメントの結果報告について (2) 各部会の報告について
2023年 5月15日(月)	第1回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 第3次西宮市環境基本計画の中間見直しについて (2) 各部会報告
2023年 7月25日(火)	第1回環境審議会	(1) 第3次西宮市環境基本計画の中間改定について(諮問) (2) 各部会の開催報告
2023年10月24日(火)	第2回環境計画推進 パートナーシップ会議	(1) 第3次西宮市環境基本計画の中間見直しについて(協議) (2) 各部会報告
2023年11月24日(金)	第2回環境審議会	(1) 第3次西宮市環境基本計画の中間改定について(答申) (2) 各部会の開催報告

## 4. 諮問書・答申書

### 諮問書

西環企発第 000030 号

令和 5 年 7 月 25 日

(2023 年)

西宮市環境審議会

会長 岸川 洋紀 様

西宮市長 石井登志郎

#### 第 3 次西宮市環境基本計画の変更について（諮問）

本市では、平成 15 年に「環境学習都市宣言」を行い、これを具体化するため、平成 17 年 3 月に「新環境計画」を、令和元年に「第 3 次西宮市環境基本計画」を策定し、令和 10 年度を目標年度として、環境の保全に関する様々な施策を展開し、一定の成果を挙げてきました。

一方で、地球規模の気候変動へ対応するため、国は 2050 年カーボンニュートラルを表明し、そして本市においてもこれを受け「2050 年ゼロカーボンシティ」を表明するなど、国内外の環境をめぐる動きにも大きな変化が見られます。これら国内外の社会情勢を踏まえて、環境問題を取り巻く新たな動向等に対応していく必要があることから、「第 3 次西宮市環境基本計画」の中間年度である今年度において見直しを行い、新たな環境施策の展開を図る必要があります。

このため、西宮市環境基本条例第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、第 3 次西宮市環境基本計画の変更について、貴審議会に諮問します。



令和5年11月24日  
(2023年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市環境審議会  
会長 岸川 洋紀

### 第3次西宮市環境基本計画の変更について（答申）

令和5年7月25日付、西環企発第000030号で諮問のあった「第3次西宮市環境基本計画の変更について」は、当審議会において慎重に審議を行った結果、下記のことを要望し、第3次西宮市環境基本計画中間改定素案（案）を了とします。

#### 記

- 1 本計画が、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）」第8条に基づく行動計画に位置付けされたことを踏まえ、幅広い世代が地球を取り巻く環境問題を自らのこととして捉え、行動に結び付けていくための取り組みを図ること。
- 2 地域で取り組みを行っている市民、事業者、団体等と相互に連携し、より多くの市民が環境学習や環境活動に参加できるよう機会や場の創出を図ること。
- 3 環境学習都市宣言を行った市として、環境に配慮する意識を維持・向上していくように努めること。また、市民、事業者、団体等とのパートナーシップのもと、効果的、効率的に計画の推進に努めること。
- 4 個別計画との整合性に留意すること。また、中間改定後も国際的な動向や環境法令等の改正や新たな環境問題など新たな課題についても、適切に対応すること。
- 5 写真やイラスト等を多く使用し、難しい用語は丁寧に説明するなど市民にとって読みやすい内容、わかりやすい表現に努めること。また、できるだけコンパクトな構成とすること。
- 6 誤字等を精査するとともに、文章表現にばらつきがないように努めること。

## 5. 市民ワークショップの実施内容

### (1) 計画策定時

- 日 時：2017年10月1日(日)13:30~17:00
- 場 所：西宮市 市民会館 中会議室 401
- 参加者数：39名(公募市民1名、エココミュニティ会議9名、事業者5名、西宮市環境計画推進パートナーシップ会議等11名、教育関係1名、大学生6名、行政職員6名)+事務局関係者14名
- 目 的：西宮市では、これまで市民、事業者、行政、専門家などによるパートナーシップによって計画を推進してきたことから、第3次西宮市環境基本計画の策定に当たり、西宮市の環境基本計画の基盤とも言える「パートナーシップによる計画の推進」の第一歩となることを目的として市民ワークショップを開催した。
- 内 容：
  - 1.あいさつ・趣旨説明
  - 2.計画策定に向けたこれまでの取り組みとワークショップ結果の活かし方
  - 3.勉強会
    - テーマ：西宮市の環境における人づくり、まちづくりのこれから
    - 講 師：NPO 法人 こども環境活動支援協会(LEAF)理事 小川雅由 氏
  - 4.ワークショップ
    - 「まちの未来」について～学びあい、支えあうまちはどんなまち？
      - ①これまで経験した環境体験・学習、
      - ②西宮の良いところ・大切にしたいこと、
      - ③西宮の気になること、改善が必要だと思うこと、
      - ④未来(約30年後)に日常的に取り組んでいたいこと、またその未来を実現するために、どんなことを学ばばよい？の4点について意見交換を行った。
    - 班の考えをまとめる～未来の西宮に向けて「大切なキーワードを考えよう」
      - ⑤⑥自分の班や他の班の発表で良いと思った点、
      - ⑦これからの西宮で大切にしたいこと、
      - ⑧そのためにならなければいけないこと(自らが、連携して)、
      - ⑨班のキャッチコピーについて意見を行った。
  - 5.発表
    - ①各班発表
    - ②講師からのコメント



## ○実施結果

### ①あなたは、いつごろ、どんな場面で環境について体験や学習をしましたか？

- ・身近な自然の中での体験・学習の他に、学校や地域主催、団体・職場主催の活動での様々な体験や学習があげられた。

特に、自然体験は子どもの頃(家庭)で多くあげられており、参加者の印象に残っている様子が見えてくる。

### ②現在の西宮で良いところ・大切にしたいことは？

- ・山、川、海の「自然が豊か」であること、住宅街の景観や緑、公園等の「景観・良好な住環境」があること、幼児から大人まで「環境学習の場」があること、「人とのつながり」があること、そのほか、「祭り」や「阪神淡路大震災の経験」があげられた。

### ③現在の西宮で気になるところ・改善が必要だと思われることは？

- ・道路空間や騒音、アスファルト面が多い(土面が少ない)などの「都市空間における課題」や、「開発による自然減」、「自然の管理」について課題があげられた。

- ・また、「自然災害への対応」や「世代間ギャップ、知識の共有の希薄」等も各グループからあげられた。

### ④未来の西宮で日常的に取り組んでいきたいことは？その未来を実現するために、いつ、どんなことを学べば良い？

- ・未来の西宮の未来の姿としては、「子どもが生き抜く力を持つこと」、「人と人とのつながりを大切にする力」などの環境の個別分野にとどまらない姿や、「今ある豊かな自然環境の維持」「防災教育」「企業と連携による環境ビジネス」があげられた。

※⑤、⑥はそれぞれ、それぞれの意見で良いと思った点なので、④、⑦に含まれるため割愛

### ⑦これからの西宮で大切にしたいこと

- ・世代間ギャップや全ての人に関わるコミュニティなどの「人と人とのつながり、コミュニケーション」、「子どもたちの生きる力」、地域愛を育み「西宮らしさ」、「人と自然が共生する」、「自然災害に備える(防災)」というキーワードがあげられた。

### ⑧そのためにしなければいけないこと

- ・自らの取り組みとしては、日々の取り組み(節水、節電、ごみ減量)や学びを共有することなどがあげられた。連携しての取り組みとしては、官民や各世代をつなげる取り組みや様々な主体が参加する対話の場や楽しく集まる場をつくることなどが共通してあげられた。

### ⑨大切なキーワード(各班のキャッチコピー)

- ・自然から生きる力を学ぶ
- ・次世代につなげる人と自然の共生のまちへ～学ぶ・知る・伝える～
- ・守る、つながる、思いと場を共有する、学び続ける(西宮の文化、市民としてのプライド)
- ・学びあい、つながるまち にしのみや
- ・つながり合う街 西宮～私たちの、私たちによる、私たちのためのまちづくり～

## (2)中間改定時

- 日 時：2023年8月6日(日)14:00~16:00
- 場 所：西宮市 アクト西宮東館 6階 大学交流センター 講義室 1
- 参加者数：16名（エココミュニティ会議10名、大学生5名、西宮市若手職員1名）+事務局関係者9名
- 目 的：西宮市では、これまで市民、事業者、行政、専門家などによるパートナーシップによって計画を推進してきたことから、第3次西宮市環境基本計画の中間見直しに当たり、地域の方や若者の意見を反映させることを目的として西宮の環境・地域について考えるワークショップを開催した。
- 内 容：
  - 1.あいさつ・趣旨説明
  - 2.西宮市環境基本計画及びゼロカーボン、ワークショップのルールについて説明
  - 3.ワークショップ
    - グループワーク
      - ①自慢したい西宮の環境
      - ②地域活動への若者の参加を高める方法
      - ③ゼロカーボンに向けて、私たちにできることの3点について意見交換を行った。
  - 班の考えをまとめる～各テーマについて取りまとめを行った。  
休憩中に、良いと思った意見に「いいねシール」を各自貼付け
- 4.発表  
各班発表
- 5.意見交換・交流  
各班が作成した模造紙を自由に見学しながら、意見交換、交流を行った。



## ○実施結果

### ①自慢したい西宮の環境

- ・教育・自然・地域・行政・交通・その他の6グループに分けられた
- ・自然が多く、酒造りに適したきれいな水が流れている
- ・地域と行政のつながりが強い
- ・学校がたくさんあり、環境学習にも力を入れている
- ・大阪や神戸に近く、交通インフラが整っている

### ②地域活動への若者の参加を高める方法

- ・興味を引き付ける何かが必要であり、きっかけ・どうやって・広報・その他に分けられた
- ・地域交流を学校授業の一環に組み込む、地域の大学や学校をつなげてもらうといったことや、親子の会話により、子どもから大人に参加のきっかけを作ってもらう
- ・楽しめるイベントを考え、受け入れ側の体制を整えることやボランティアだけに頼らないことが大切
- ・広報不足なので、ポスターやSNS等いろいろな媒体で広報すること
- ・事前にイベントの詳しい内容を伝えるとともに、参加者の声を発信する
- ・講義の空きコマに参加できる活動や、土日や夜の活動を増やす他、学校での行事として地域活動への参加を募り、活動から地域に関心を持ってもらう

### ③ゼロカーボンに向けて私たちができること

- ・教育・ごみ・アイデア・啓発・自然・事業者に分けられた
- ・生ごみの堆肥化や ESG 投資など、環境のために出来ることについて学ぶ
- ・クールスポットを用意する
- ・カーボンフットプリントやフードマイレージ、ゼロカーボン等、言葉自体や意味を知らない人もいるため、言葉と意味を広める
- ・レンタサイクルや徒歩を使い、出来るだけ車を使わない移動を行う。車を使うときもエコドライブを意識する
- ・宅配ボックスを設置しやすくし、再配達のエネルギーを削減する
- ・間伐や森林整備を行う
- ・地産地消が市民として力の入れやすいゼロカーボンに向けてできることだと思う

# 6. 西宮市環境基本条例

(平成17年3月30日)

(西宮市条例第31号)

沿革

平成25年7月10日 条例3号 [1]

目次

第1章 総則 (第1条—第6条)

第2章 持続可能なまちづくりに向けた基本的施策 (第7条—第15条)

第3章 持続可能なまちづくりの推進に関する施策等

第1節 環境学習の推進 (第16条・第17条)

第2節 参画と協働による施策の推進 (第18条—第21条)

第3節 循環型社会に関する施策の推進 (第22条—第24条)

第4節 自然と共生するまちづくりに関する施策の推進 (第25条・第26条)

第5節 人と人との共生に関する施策の推進 (第27条・第28条)

第6節 地球環境保全に向けた国際的協力の推進 (第29条・第30条)

付則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市が環境学習都市宣言を基本理念としてまちづくりを行うに当たり、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境施策の基本となる事項を定めることにより、市、事業者及び市民の参画と協働による環境学習を通じ、21世紀の世界に誇ることのできる持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境学習

人間と自然との関係を考え、環境に対する理解を深め、自然、歴史、文化、産業及び伝統等の地域資源を活用し、地域や地球環境との望ましい関係を構築するために学び合うことをいう。

(2) 環境保全活動

地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全を主たる目的として自発的に行われる活動のうち、環境の保全上直接の効果の有するものをいう。

(3) 持続可能なまちづくり

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる公正で平和な社会を構築することをいう。

(4) 循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(5) 環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(6) 生物多様性の保全

様々な野生生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境又は生育環境で繁殖を続けている状態を保全することをいう。

## (7) 地球環境保全

人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

## (8) 公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある生物及びその生息環境又は生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

### (基本方針)

第3条 環境学習を通じた持続可能なまちづくりは、次に掲げる基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、推進しなければならない。

- (1) 環境学習の推進により、環境に配慮した行動を実践できる市民を育成すること。
- (2) 市、事業者及び市民の参画と協働により、地域社会に根づいた環境活動を行うこと。
- (3) 環境と経済との調和を維持し、循環型社会の構築を図ること。
- (4) 生物多様性の保全に配慮した、自然と共生するまちづくりを行うこと。
- (5) 人類共通の課題である地球環境保全に貢献するため、広域的な連携を図ること。

### (市の責務)

第4条 市は、持続可能なまちづくりに向けた総合的かつ計画的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、基本方針にのっとり、自らの責任と負担において自らの活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 3 市は、事業者及び市民が行う環境保全活動に参画し、及び支援するものとする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの責任と負担において事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、再生資源その他環境への負荷の低減に効果的な原材料等を使用するように努めるとともに、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 事業者は、地域社会の構成員であることを自覚し、持続可能なまちづくりの推進に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策及び市民が行う環境保全活動に参画し、及び協力しなければならない。

### (市民の責務)

第6条 市民は、日常活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、持続可能なまちづくりの推進に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策及び事業者が実施する環境保全活動に参画し、及び協力しなければならない。

## 第2章 持続可能なまちづくりに向けた基本的施策（環境計画の策定等）

第7条 市長は、環境施策を推進するための基本的な指針となる計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、環境計画を事業者及び市民の参画と協働により定めるとともに、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市環境審議会の意見を聴かななければならない。〔1〕
- 3 市長は、環境計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境計画を変更する場合について準用する。

### (環境計画推進のための組織の設置)

第8条 市長は、環境計画を市、事業者及び市民の参画と協働により推進し、並びに推進状況の把握及び継続的改善のための手段を検討するため、市、事業者及び市民によって構成されるパートナーシップ組織の設置に努めるものとする。

2 市長は、環境計画の進捗状況について、定期的な監査及び改善指導を実施するために、市、事業者及び市民の参画と協働による評価組織の設置に努めるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境計画の推進に関する施策の実施状況及び評価結果について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(財政的措置等)

第10条 市は、環境施策の推進を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第11条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設等の環境への負荷を低減するための施設及び公園、緑地等の快適な環境を確保するための施設の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、事業者及び市民の環境保全活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(環境の状況の把握及び公表)

第13条 市は、健康を損なうおそれのある化学物質の状況その他の環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備及び調査を実施するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査により明らかとなった環境の状況について、必要に応じて公表するものとする。

(環境に係る苦情の処理)

第14条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(環境影響評価)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業で、環境への負荷の大きい事業を行う事業者が、その実施に当たり、あらかじめ、当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第3章 持続可能なまちづくりの推進に関する施策等

#### 第1節 環境学習の推進

(環境学習の推進等)

第16条 市、事業者及び市民は、環境学習都市宣言の理念に基づき、環境学習を自ら進んで行うとともに、他の者が行う環境学習に、相互に協力しなければならない。

2 市及び事業者は、その雇用する者に対し、環境保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境学習を実施しなければならない。

3 市は、環境保全活動及び環境学習を行う事業者及び市民と適切な連携を図るとともに、その支援に努めるものとする。

(環境学習に係る施策の体系的実施)

第17条 市は、環境学習を推進するため、次に掲げる施策を体系的に実施するものとする。

(1) 環境学習に係る基本の方針を策定すること。

(2) 環境学習を先導する人材を育成すること。

(3) 環境学習の推進の拠点となる施設及び環境学習に活用できる施設を整備し、並びに各施設をネットワーク化すること。

(4) 各世代に応じた環境学習システム及び環境学習プログラムを作成すること。



(5) 環境学習に関する情報を収集し、及び提供すること。

## 第2節 参画と協働による施策の推進

(事業者及び市民の参画の機会の確保)

第18条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、事業者及び市民が参画する機会を確保し、並びに事業者及び市民の意見の反映に努め、その連携と協力のもとに施策を推進しなければならない。

(市、事業者及び市民の協働による取組)

第19条 市、事業者及び市民は、それぞれが担うべき責務及び役割を自覚し、協働して積極的に持続可能なまちづくりの推進に関する活動に取り組むよう努めなければならない。

(地域における環境保全活動等の推進)

第20条 事業者及び市民は、地域における環境保全活動等の推進に努めるものとする。

2 市は、地域における事業者及び市民の協働による取組を支援するものとする。

(広域的施策の推進)

第21条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

## 第3節 循環型社会に関する施策の推進

(廃棄物の発生抑制等に係る措置)

第22条 市、事業者及び市民は、廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用、エネルギー消費の抑制等により、環境への負荷の低減を図る等自主的な環境の管理に必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する物品等の利用の促進)

第23条 市、事業者及び市民は、自ら環境への負荷の低減に資する物品等の利用を図るよう努めるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第24条 市、事業者及び市民は、地球温暖化の防止に資するため、自動車の使用抑制等による二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民による二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動を促進するため、地球温暖化の防止に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第4節 自然と共生するまちづくりに関する施策の推進

(生物多様性の保全のための措置)

第25条 市、事業者及び市民は、野生生物の種の保存とともに、生物多様性の保全が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自然と共生するまちづくりのための措置)

第26条 市、事業者及び市民は、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が保全され、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう、自然と共生するまちづくりのために必要な措置を講ずるものとする。

## 第5節 人と人との共生に関する施策の推進

(人と人との共生するまちづくりのための措置)

第27条 市、事業者及び市民は、身近な自然、歴史、文化その他の地域の特性との調和を図るとともに、人と人が共生するまちづくりに必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境の保全)

第28条 市、事業者及び市民は、市民の健康を守り、生活環境を保全するため、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動その他環境保全上の支障の抑制に努めるものとする。

## 第6節 地球環境保全に向けた国際的協力の推進

(地球環境保全に係る施策の推進)

第29条 市、事業者及び市民は、自らの活動が地球環境保全と密接に関係することを認識し、地域をあげて地球環境保全のための活動に積極的に取り組まなければならない。

2 市は、関係機関との適切な役割分担の下に、地球環境保全のための施策を率先して推進するものとする。

(国際的協力の推進)

第30条 市、事業者及び市民は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と連携し、環境に関する国際的協力の推進に努めるものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に西宮市環境保全条例を廃止する条例（平成16年西宮市条例第29号）による廃止前の西宮市環境保全条例（平成8年西宮市条例第20号）第6条第1項の規定により定められている環境計画は、この条例第7条第1項の規定により定められた環境計画とみなす。

(西宮市附属機関条例の一部改正)

第3条 西宮市附属機関条例（平成11年西宮市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

付 則（平成25年7月10日西宮市条例第3号〔1〕西宮市附属機関条例付則9条による改正付則抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年8月1日から施行する。〔以下略〕